

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和3年12月9日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

91,570

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

672,312

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	257,374
姫路市	139,653
尼崎市	129,073
明石市	83,873
西宮市	132,931
洲本市	12,218
芦屋市	26,666
伊丹市	55,918
相生市	8,052
豊岡市	22,254
加古川市	73,227
たつの市	20,978
赤穂市	13,150
西脇市	11,083
宝塚市	64,529
三木市	21,321
高砂市	24,868
川西市	43,999
小野市	13,101
三田市	30,680
加西市	12,064
丹波篠山市	11,340
養父市	6,446
丹波市	17,544
南あわじ市	12,998
朝来市	8,267
淡路市	12,271
宍粟市	10,328
加東市	10,702

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,397
多可町	5,690
稲美町	8,553
播磨町	9,502
神河町	3,141
市川町	3,324
福崎町	5,162
太子町	9,272
上郡町	4,194
佐用町	4,667
香美町	4,796
新温泉町	3,963